

古典期アテナイにおけるフィリアと共同体

——「何人でも欲するもの」による訴追について——

栗原麻子

【要約】 ポリス社会は市民の集合体であり、市民の個人的・私的生活をささえる人的紐帯は、とりもなおさずポリス社会の根底にあつてポリスの構造を規定していたといえる。本論文では古典期アテナイにおいて個人をとりまきささえていた人間関係の一端を、訴訟において、いかなる第三者が被害者にかわつて訴訟当事者となつたのかに対象を限つて検討する。アテナイの訴訟制度においては、特定の犯罪について公訴といつて、被害者にかわつて加害者を訴えることが任意の第三者にたいして許されていた。また殺人訴訟においても、被害者のための訴追が必然的に第三者によつておこなわれたことはいうまでもない。これらの第三者による訴追形式において、個々の市民は、周囲をとりまきささまな人々のうちいかなる範囲の人々の援助を、実際に期待し得たのだろうか。さらには、それら個人を支える近いものとの人間関係は、全体としてポリス社会においていかなる意味を持ち、ポリス共同体をいかに支えていたのだろうか。

史林 七八巻四号 一九九五年七月

はじめに

ディオニュソドロスは姉妹（ディオニュソドロスの妻 筆者）を前にして、彼自身の家産をふさわしいと思うように取り決めました。そしてこのアゴラトスについて、この男が彼の死の原因であると述べ、私と、彼自身の兄弟であるこのディオニュソスと、全ての友人（フィロス）たちにたいして、このアゴラトスに復讐することを指示しました。そして自分の妻が身籠っていると考えていたので、妻に、もしも息子が生まれたならばその子にアゴラトスが父を殺したと告げ、殺人者としてアゴラトスに復讐するよ

う命じると、指示したのです（リュシ阿斯第一三番弁論『アゴラトス弾劾』第四一・四二節）。

前四〇四／三年、三〇人の寡頭政權下に処刑されたディオニソドロスの死の直前の場面を、リュシ阿斯はこのように描写している。妻の兄弟と、自分の兄弟、すべての友人（フィロス）たち、そして生まれてくる自分の子どもにたいして死後の復讐が委ねられている。個々の市民が彼らの周囲の人々に支えられていたことを示す一例といえよう。古典期のアテナイにおいて、市民をとりまく人的紐帯はいかなるものであったのだろうか。

ポリス社会が市民の集合体である以上、市民の個人的・私的生活をささえる人的紐帯は、とりもなおさずポリス社会の根底にあってポリスの構造を規定していたといえる。さいわい、個人としての市民をささえていた具体的な人間模様については前五世紀末から前四世紀にかけての法廷弁論が多くを伝えている。そのうち親族については、先に筆者自身前四世紀前半にアテナイで活躍した法廷弁論家イサイオスの遺産相続訴訟を分析し、つぎの結論を得た。親族の絆は、法制度上の親族関係を反映しながらも、実際の好悪の感情や利害に基づくきわめてオプショナルな性格のものであったのである^①。

市民権を伝達しポリス市民を再生産する場であった家が、ポリスの不可欠な構成要素でありかつ基本的な生活単位であったことには疑問の余地がない。血縁者には無遺言相続の場合の相続権が保障されており、実生活においても親族との関係は親しいものであることが期待されていた。さらに親族は、ソロンの葬式に関する法律においても、後述するドラコンの殺人の法においても、とくに葬儀や復讐の義務を負う旨が明記されている。親族の存在は、市民個人にとってもポリスにとっても不可欠なものであったといえるだろう。

しかしその一方で、親族との日常的な相互関与は、血縁による親しさを前提としつつも好悪の感情の影響を受け、実際の親疎に基づくものでもあった。こと相続権に関しても、アテナイにおいては「ソロンの遺言の法」によって、嫡出の男子をもたない市民は「何人でも欲するもの」を相続人に指定することが認められていた。相続人の決定に際し、血縁にもとづく法定の相続順位よりも被相続人の意図が法制度上優先されていたのである。しかもイサイオスの法廷弁論において

は、相続の妥当性の判断基準として血縁の濃淡（アンキステイア）と故人との実際の近しさ（フィリア）の二つが主張され、これら時に両立しない二つの判断基準のうち優先されていたのは故人との実際の近しさ（フィリア）の方であった。人間関係の実際が好悪の感情の影響をうけること自体は当然のことであるが、それが法廷という公の場で明言されていることから、当時、本来的に親族に関わり深い問題であった遺産相続においてすら血縁が決定的な判断基準ではなかったこと、それが法廷でコンセンサスをもちえたことを知ることができる^④。血縁は前四世紀アテナイにおいて、社会的結合の絶対的・排他的な構成原理ではなかったのである。

市民共同体としてのポリスの人的構造をとらえるためには、それゆえ血縁のみならず、ポリス社会の根底において個々の市民を支えていた近しいものとの人間関係を、血縁・非血縁の別なくまずは総体としてポリス共同体の中に位置づける必要がある。

筆者は近しさを表すギリシア語であるフィリアの語が、この問題を論ずるために有効であると考える。フィリアとは、血縁・非血縁の別なくあらゆる人間関係における親しさをさす包括的な概念であった。個々の市民を支えていた近しいものとの人間関係は、親子兄弟の間柄からポリス市民間の関係にいたるまで、すべからくフィリアの語で表すことができたのである。

冒頭に掲げたディオニュソドロスの例に限らず、個々の市民は様々な局面において周囲の人々のフィリアに支えられていたことが予想される。それらの多岐にわたるだろう第三者による援助のうち、本稿では、訴訟において、いかなる第三者が被害者にかわって訴訟当事者となったのかに対象を限って検討する。アテナイの訴訟制度においては公訴とって、特定の犯罪については、被害者にかわって加害者を訴えることが任意の第三者にたいして許されていた。また殺人訴訟においても、被害者のための訴追が必然的に第三者によっておこなわれたことはいうまでもない。

これらの第三者による訴追形式において、個々の市民は、周囲をとりまくさまざまな人々のうちいかなる範囲の人々の

援助を、実際に期待し得たのだろうか。さらには、それら個人を支える近しいものとの人間関係は、全体としてポリス社会においていかなる意味を持ち、ポリス共同体をいかに支えていたのだろうか。ポリス社会理解の上でのフィリア概念の有効性をまず次章にて確認し、そのうえで第二章以下、個々の市民を支えていたフィリアの実態について具体的に検討することとしたい。

① 拙稿「前四世紀アテナイの親族関係——イサイオスの法廷弁論を中心として——」『史林』第七六卷四号、一九九三年七月。

② 伊藤貞夫「オイコスの周辺」『史学雑誌』九六—九、一九八七年（史学会例会報告記事）および同「家・フラトリア・ポリス（一九八八年度大会共通論題報告）」『西洋史研究』新一八、一九八九年。また上掲拙稿もその認識のもとおこなわれた分析である。

③ 嫡出子がいる場合については、前掲拙稿第二章四一頁参照。直系卑

属にたいする相続権が故人の遺志にかかわらず保障されていたことは、直系親族間の絆が、その他の親族と比べて絶対的であったことを示している。

④ アテナイの民衆法廷が、民会と同様に一般市民の意識を反映していることについては、拙稿第三章註⑥および、Dover, K. J. (1978), *Greek Popular Morality in the Time of Plato and Aristotle*, Oxford, pp. 37-41.

第一章 フィリア概念の有効性

一 フィリアと正義

個人をとりまく具体的な人間関係としては、親族、姻族、友人、政治的な友愛団体であるヘタイレイア、デーモス仲間、ポリス市民共同体等をあげることができる。ギリシアではこれら多様な人々が、フィロスの語のもとに総称されていた。フィロスとは親愛に基づく人間関係をさすギリシア語であり、血縁・非血縁の別なくおよそ近しいものとの関係をさして用いられる包括的な語であった。そのためフィロスの語が友人や兄弟、親族といった個人をとりまく人々のうち、誰をさすのかを判別するのがしばしば困難であるほどである。

フィロスが近しき人を表すギリシア語であるのに対して、近しさをさすのはフィリアの語である。この語は、フィロス

の語が、親愛にたつありとあらゆる人をさして用いられていたのに対応しており、血縁にない友人同士の関係から親子兄弟のあいだの親しさまで、^①近しいものとの関係を総称する包括的な概念である。先にみたイサイオスの法廷弁論において、血縁の濃さを凌駕する相続の正当性の基準として主張されていたのも、このフィリアであった。ギリシアにおいては親しいものとの人間関係がフィリアの語のもと一括されていたのである。もともとアリストテレスの『ニコマコス倫理学』（二一六b）によれば、主人と奴隸との間にはフィリアは成立しない。なぜならば奴隸は生命のある道具であり、道具は生命のない奴隸であるから。ただし奴隸に人格を認める場合には、奴隸との間にもフィリアは成立するという。

しかもこのフィリアの語は、正義の観念と密接に結びついていた。それを明確に定式化しているのが、プラトンの『国家』第一巻に引用されている、シモニデスの言葉である。

『国家』においてソクラテスは、個人と国家にとって正義とは何か、という問いをたてる。それについて対話の相手であるポレマルコスは、シモニデスの、「それぞれの人に借りているものを返すのが、正しいことだ」（三三一E）の句を引用して伝統的な解釈に固執するのである。ポレマルコスにとって正義とは、友に対して何かよいことをなし、また敵に対しては借りを返す、すなわち悪いことをすることであった。^②

この、正義とは友を利し敵を害することである、という一般的な見解に、プラトンの描くソクラテス自身は与しない。^③しかし、この親疎によって果たすべき正義が規定されるという論理（以下「親疎の論理」）は、単に人間関係の実際を追認するという形でポリス社会において黙認されていたのではなく、むしろ人間関係を規定するものとして積極的に主張され、複数の著作家によって正義の観念と結びつけて語られている。^④一例を挙げるならば、クセノフォンは「敵には先んじて害を加え、友には先んじて善を施す男が、最高の賞賛に値する者と思われている」とソクラテスに語らせている（『ソクラテスの思い出』第二卷第三章一四節）。

この、友（フィロス）を利し敵を害するのが正義であるという倫理観を成立させているのが、互酬性と因果応報の観念であ

った。^⑤ 互酬性の観念はギリシア社会に根強く、与えられただけのものをその程度に応じて返す、というこの原則が、かたや敵に対する復讐を動機づけかたやフィロス間での相互扶助関係を形成していたのである。

人間関係の親疎を表すフィリアの語が、愛情という感情的な側面に用いられるとともに、個人的感情的側面を越えて正義を規定するものとされている点に、ギリシア人のモラリティの上での特色を見いだすことができるだろう。

二 フィリアと共同体

さらにフィリアは、個人的な人間関係についてのみ用いられる概念ではなかった。

アリストテレスは『ニコマコス倫理学』において、このフィリアを共同体の構成要素とみなしている。^⑥ なかでも、本稿にとって重要なのは、共同体におけるフィリアと正義（ト ディカイオン）の関係について扱う第八卷第九章と、それをうけて親族間の愛について考察する同第二二章である。まずフィリアと共同体の関係についての彼の見解を確認しよう。

アリストテレスは、親族からポリスにいたるさまざまな共同体におけるフィリアについて「このようにして、すべての共同体（コイノニア）は、明らかに、ポリス共同体の部分となすものである。そして、このような種々の共同体に應ずるものとして、このような種々の愛（フィリア）がある」（一一六〇b二五）として、具体例をあげつつ論じている。^⑦ 彼はフィリアを、親子・夫婦・友人等の個人的な人間関係のみならず、ポリス共同体をはじめとし、部族仲間、航海仲間、宗教団体等、その部分をなすあらゆる共同体（コイノニア）の構成要素とみなしているのである。

しかも、「親しいものに対するのと、他人に対するのとへタイレリア仲間に対するのと学友に対するのとでは、その間の正しさは明らかに同じものではないからである」（一一六二a三〇）、あるいは「要するに、正しさにはもともと、フィリアの程度が高まるとともに、（要求される）正しさの程度が高まるといふ性質があるが、それはフィリアと正しさが同じ人々のうちにみられ、互いに等しい範囲にまで及ぶものだからである」（一一六〇a八）と主張されていることから、アリ

ストテレスが、親愛関係にある人々はその親愛の程度に応じて助け合うべきであり、それが正義であると、みなしていることが明らかである。^⑧

それゆえ『ニコマコス倫理学』の世界においては、親子・兄弟間において、その間のフィリアの程度に相当する正義が期待されるのと同様に、ポリス共同体の正義もまた、ポリス共同体におけるフィリアを根拠とし、そのフィリアの程度に応じて期待されていると理解して差し支えなからう。

三 フィリアについての先行研究

ところで、このフィリア観念がギリシア人の倫理観に重要な位置を占めていることについては、はやくから民衆道徳についての諸研究が指摘してきた。^⑩これは、フィリアの語が正義（ディケー）の観念と密接に結びつき、明確な倫理性を帯びている以上当然のことであった。一方、これらモラリティーについての研究のかたわら、フィリアに基づく人間関係の実態についても、古くより、クセノス（賓客関係などの固有の人的結合形態や政治上の友愛団体ヘタイレイア、あるいは実際の政治過程におけるフィリア（友愛）の機能について、個別実証的に論じられてきている。^⑪

しかしながら、この倫理的徳目としてのフィリアが、共同体（コイノーニア）の構成要素として、現実のポリス社会においていかに機能していたのかに着目した研究は現在のところ皆無に近い。唯一P・ミレットの『アテナイにおける貸借関係』（一九九一年）が、フィリアにともなう相互扶助の理念に着目し、市民間の無利子の貸借がポリス共同体（コイノーニア）精神の具体的発現とみなされていたことを指摘している。^⑫すなわちミレットによれば、従来アテナイの貸借関係を論ずるうえで中心的に扱われてきたのは、銀行などによる利子付の貸借であったが、これは、非市民を対象としたものであり、市民にとって第一義的な貸借の手段であったのは市民間の相互扶助による無利子の貸借であった。無利子あるいは低利子の、利潤を目的としない貸借関係が、親族、友人などのフィロスの間にその親しさに応じてとりむすばれていたのである。

さらにはエラノスと呼ばれる相互扶助的な講を形成することで、フィリアにもとづく無利子の貸借がおこなわれた。そしてこのエラノス貸付に多く出資していることは、同時代の法廷弁論によって、市民間のフィリアの現れ、共同体精神の発現として称揚されていたのである。

フィリア概念がポリスの共同体精神をも支えていた可能性を歴史的に検討した先駆的研究として、ミレットの業績は評価されるべきであろう。また彼がエラノス貸付について検討した、市民全体をフィロスとみなす観念は、前五世紀末の民衆派の政治家たちにも共通して認められる特徴である。デマゴゴスたちが、従来「フィロス」にたいして用いられてきた語彙を民衆にたいして用いていることを、W・R・コナーが指摘している^④。フィリア概念をポリス共同体全体に適用し、フィロスとして共同体の構成員をとらえる人間関係認識のあり方は、アリストテレスの概念的な著作に限られていたのではなく、同時代のアテナイ社会に息づいていたとすることができるだろう。

とはいえミレットの著作は、フィリア概念の実態を、無利子の貸借というきわめて限られた側面について検討したものである。そのため彼は、先にのべたフィリアの倫理的特性のうち貸借関係にもなう互酬性にもつばら着目し、フィリアと正義の関係については言及していない。また無利子の貸借関係がフィリアの程度に対応して形成されていたというミレットの指摘は、アリストテレスから敷衍したモデルの段階にとどまっており、親族、隣人、ヘタイレイア、そしてより広い市民共同体にまでひろがるさまざまな人的紐帯のうちどのような範囲の人々が相互扶助の核として実際に個人を支えていたのかについては全く検討されていないのである。そのため、ある個人がいかなる範囲の人々の援助を実際に期待し得たのか、というフィリアの実態についての具体像を、ミレットの分析からは得ることができない。

四 問題の所在

そこで本稿ではミレットの研究成果を念頭におきつつも、フィリアにともなう倫理的徳目のうち特に正義との関係に着

目し、正義発現の場であると考えられる訴訟において被害者がいかなる第三者による援助を期待できたのか、訴訟において被害者を取りまいていたフィリアの実態について検討する。訴訟における第三者の援助としては、証言にたつ、金銭的な援助をする、忠告をする等のさまざまな形態が指摘されているが、それらの側面的援助に比してより積極的な関与と考えられるのが、第三者が被害者にかわって訴訟当事者となり、加害者を訴える場合である。ここでは、孤児などの、保護を要する弱い立場の人々に対する虐待を告発する虐待のエイサンゲリア、侮蔑的な言動を告発するヒュプリスの公訴、さらには殺人に関する訴訟の三種の訴訟を取りあげたい。殺人に関する訴訟については別に論じるが、とりわけ前二者においては、加害者に対する告発が任意のアテナイ市民に開かれていた。そのためこれらの訴訟を対象にすることによって、個人をとりまく人間関係を市民共同体にいたる広範な人間関係にわたって検討することが可能である。それでは次章以下第三者による訴訟形式の分析に入ることとしたい。^⑮

- ① ムッチ、兄弟もフィロス（友人）のうちであったことについては、*セノフォン『ソクラテスの思い出』第二章第三章。*
- ② 第一巻第六―九章（三三三E―三三三六A）
- ③ 藤沢令夫訳『国家』（『プラトン全集 一―』、岩波書店、三七）スーシ注）によればプラトンはこの一般的な見解に反論した最初のギリシア人であった。
- ④ 古典期のギリシア語文献における、友情の義務の重要性については、Dover (1978), pp. 180-184 を参照。Pearson 随所、特に第一章、第五章以下参照。Pearson, L. (1962), *Popular Ethics in Ancient Greece*, Stanford, California. また Blundell が、悲劇作家のソフォクレスに於いて彼の複数の作品の根底にこの「敵を害し友を助けるのが正義である」という観念が横たわっていることを指摘している。Blundell, M. W. (1989), *Helping Friends and Hurting Enemies: A Study in Sophocles and Greek Ethics*, Cambridge U. P.
- ⑤ Millett, P. (1991), *Lending and Borrowing in Ancient Athens*, Cambridge U. P., pp. 116-123. Blundell (1989), pp. 26-59.
- ⑥ 第八・九巻が全体としてフィリア論にあてられている。なお以下に引用する『ニコマコス倫理学』の訳については、加藤信朗訳（『アリストテレス全集 一―』、岩波書店）を参照しつつ行論の必要上部分的に改めた。
- ⑦ 「このようにして、すべての愛（フィリア）が人と人の結びつき（コイノーニア）において存在することはすでに述べたとおりである（一一六A―B）」とも表現している。
- ⑧ なおコイノーニアは親子・兄弟間の関係をも含む、人間関係をさす広義の語である。
- ⑨ 逆にフィリアのないことには正義もなり、とも述べられている

⑩ Adkins, A. W. H. (1963), "Friendship" and "Self-Sufficiency" in Homer and Aristotle, *CQ* n. s. 13, pp. 30-45. Id. (1972), *Moral Values and Political Behaviour in Ancient Greece*, London. Dover (1978). Earp, F. R. (1929), *The Way of the Greeks*, Oxford U. P. pp. 31-35. Pearson (1962), pp. 15-17, 86-89.

⑪ サヤノス関係のミズヘ Hernan, G. (1987), *Ritualised Friendship and the Greek City*, Cambridge. 高島純夫「古代ギリシアの外人観」(弓削雄・伊藤貞夫編『ギリシヤ文明』)所収。河出書房新社。一九八八年四月。葛西康徳「ホメーロスにおけるサヤノスの側面」(安藤弘編『叙事詩の世界』)所収。新地書房。一九九二年二月。『サヤノス』ミズヘ Calhoun, G. M. (1913), *Athenian Clubs in Politics and Litigation*, The University of Texas. Aurenche, O. (1974), *Les Groupes d'Alcibiade, de Laegors et de Teucros*, Paris. 向山宏「Skolia Attica における Hetairos」『西洋史学報』(広島大)二〇一九九三年三月。親族のミズヘ 法廷の証言の分析を以てサヤノス主義の重要性を指摘した Humphreys, S. C. (1986), 'Kinship patterns in the Athenian courts', *GRBS* 27, pp. 57-91. Id. (1993), *The Family, Women, and Death*, 2nd ed., The University of Michigan Press. Lacey, W. K. (1968), *The Family in Classical Greece*, Cornell University Press, Ithaca. New York. 高島純夫『古代ギリシアの親戚のミズヘ』Hutter, H. (1978), *Politics as Friendship*, Wilfrid Laurier University Press.

Connor, W. R. (1971), *The New Politicians of Fifth-Century Athens*, Indianapolis, Cambridge.

※古代ギリシアの歴史の進展を以てミズヘ主義のミズヘミズヘのミズヘ *Sociabilité, pouvoirs et société : actes du colloque de Rouen*

24/26 novembre 1983, publications de l'Université de Rouen, 1987, 特ニ Schmitt-Pantei, P. 'Les pratiques collectives et le politique dans la cité grecque', *Ibid.*, pp. 279-288 を参照して。

⑫ Millett (1991), Id. (1990), 'Sale, Credit and Exchange in Athenian Law and Society' in: Cartledge, P., Millett, P., Todd, St., eds. (1990), *NOMOS*, Cambridge U. P.

⑬ Connor, W. R. (1971), pp. 100 ff.

⑭ 法廷における証言のミズヘ Humphreys, S. C. (1985), 'Social Relations on Stage: Witnesses in Classical Athens', *History and Anthropology* 1, pp. 313-69. 雑誌のミズヘ サヤノス主義の証言・買収等援助のミズヘ Calhoun (1913).

⑮ 本稿第三章。

⑯ 本稿の参考文献のミズヘ 法制度に関する先行研究のミズヘ 主なものを以下のミズヘ列挙して見たい。

法制度全般をミズヘミズヘ Bonner, R. J. & Smith, G. (1930-8), *The Administration of Justice from Homer to Aristotle*, Chicago. Harrison, A. R. W. (1968), *The Law of Athens*, Oxford U. P. Lipsius, J. H. (1905-15), *Das attische Recht und Rechtsverfahren*, Leipzig. MacDowell, D. M. (1978), *The Law in Classical Athens*, London.

公権全般をミズヘミズヘ Calhoun, G. M. (1927), *The Growth of Criminal Law in Ancient Greece*, Berkeley, California. 犯罪制度に関する証言のミズヘ Cohen, D. (1991), *Law, Sexuality, and Society: The enforcement of morals in classical Athens*, Cambridge U. P. ミズヘミズヘのミズヘ Fisher, N. R. E. (1990), 'The Law of hybrids in Athens' in: Cartledge et al. eds., *NOMOS*, pp. 123-138. Id. (1992), *Hybrids*, Warmminster. Gagarin, M. (1979), 'The

Athenian Law against *Hybris*, in: Bowersock, G., Burkert, W., Putnam, M. C. W. eds., *Arcturos*, pp. 229-236. Gernet, L. (1917). *Recherches sur le développement de la pensée juridique et morale en Grèce*, Paris. 特殊な訴訟の形式 *δίκη* Hansen, M. H. (1976). *Apogee, Eudoxia's Administration of Justice in the Fourth Century B. C.*, Odense. 私訴 *δίκη* Beauchet, L. (1897). *L' Histoire du droit privé de la république athénienne*, Paris.

殺人訴訟に関するものとして Gagarin, M. (1979), 'The Prosecution of Homicide in Athens', *GRBS* 20, pp. 301-323. Hansen, M. H. (1981), 'The Prosecution of Homicide in Athens: A Reply',

GRBS 22 pp. 11-30. MacDowell, D. M. (1963), *Athenian Homicide law in the Age of the Orators*, Manchester U. P. Evién, H. D. (1971), '(Dem.) 47, 68-73 and the *dikē phōos*', *RIZD* 18, 1971, pp. 255-65. Pantagiotou, S. (1974), 'Plato's Euthyphro and the Attic Code on Homicide', *Hermes* 102-3, pp. 419-437. Grace, E. (1975), 'Note on Dem. xviii 72', *Eirene* 13, pp. 5-18. 小田洋「アテナイにおける殺人訴訟」『鹿児島大学法文学紀要』四、一九六八年。前沢伸行「トラコンの殺人の法とアテナイ市民団」『法制史研究』三五、一九八六年。村川堅太郎「古代ギリシア市民——殺人についての意識をめぐって」『岩波講座 世界歴史 古代 二』岩波書店、一九六九年所収がある。

第二章 公訴制度

虐待のエイサンゲリアやヒュプリスの公訴をはじめとする一連の訴訟形式においては、任意の第三者にたいして、被害者にかわって加害者を告訴することが許されていた。訴追権が本人に限られていた古来の裁判ディケー（私訴）にたいして、訴追権が任意の第三者に開かれた裁判であるグラペーは、個人に対する加害がポリス全体に対する加害とみなされていた点をとらえて、研究史上公訴と呼ばれている。この公的訴追制度は前六世紀末にソロンによって導入されたこととたえられ、『アテナイ人の国制』（第九章第一節）は、これを「何人でも欲するものは不正を加えられている人々のために償いを求めることのできる」点で、アテナイ民主制の精神にかなうものとみなしている。② またブルタコス（「ソロン伝」(第一章)で、同じくソロンの公的訴追制度導入について言及し、

誰かが打たれたり、暴行されたり、傷つけられたりした場合、能力と意思のあるものは誰でも加害者を告発して訴えることが認められた

とのべたあとで、これを、

市民たちにあたかも一つの身体の部のように、互いに同じ感覚を持ち、苦痛を分かちあう事を欲する

精神にもとづくものとして説明しているのである。^③

しかし後一世紀から二世紀にかけての著作家プルタルコスと言を鵠呑みにすることはできない。ここでプルタルコスが漠然と市民一般を念頭に置き、またアリストテレスが「何人でも欲するもの」と表現する有意の第三者とは、前四世紀アテナイの現実において、具体的には誰のことをさしていたのだろうか。またアリストテレスがそれを民主制の精神にかなうものとみなすとき、彼は公的訴追の精神のどこに民主制の精神を見いだしていたのか。このような問題関心のもと、以下本稿では、訴訟を起こすことを期待されていた第三者の具体的な状態について検討していく。公訴において、ある個人が実際にいかなる第三者による正義の実現を期待し得たのかということは、個人を支える人的紐帯の問題であると同時にポリスにおける公共の正義の性格に関わる問題であるといえるだろう。

ただしアテナイの裁判制度のもとにあっては、同一の条件を公訴・私訴にまたがる複数の訴訟形態で訴えることが可能であったので、^④これら虐待のエイサンゲリアやヒュプリスの公訴に関連する私訴についてもあわせて取り扱わなくてはならない。

一 公訴にかんする先行研究

ここで公訴に関する先行研究を概観し、公的訴追制度についての研究の現状と共通理解を確認しておく必要があるだろう。公訴についての研究史は、アテナイ市民をとりまく人的紐帯の解明を当面の目的とする、本稿の関心とは直接かわらない。また筆者にそれを論ずるための十分な準備があるともいえない。とはいえ、こと公訴をとりあげることによりフイリアと正義の關係に焦点を当てる以上、公的訴追制度の実態と精神についての、法制史上の研究蓄積を切り放して論じ

ることはできない。そのため本稿と関わり深い次の二点に限って、先行研究の見解を確認しておくこととしたい。第一点は、第三者による訴追において、実際には誰が訴え、また誰が訴えるべきものとされていたのか、ということである。プルタルコスの記事そのままに、第三者として期待されていたのが市民一般であったとみなすことはできるのだろうか。第二にそれと関連して、公的訴追制度が「何人でも欲するもの」に開かれていたことの意味、すなわち公的訴追制度の精神がいかなるものとみなされていたか、という点についても確認しておく必要がある。公的訴追制度の精神を問うことは、アテナイにおける公共の正義の意味を問うことにはかならないからである。

公的訴追制度についての基本資料としては、先にのべたアリストテレスの『アテナイ人の国制』とプルタルコスの「ソロン伝」の他に、後述するデモステネスの『メイディアス弾劾』と、イソクラテスの『ロキテス弾劾』をあげることができる。まずイソクラテスの『ロキテス弾劾』では、公訴の対象とされる罪状のうちヒュプリス（傲慢）に言及し、個人に対しておこなわれたヒュプリスが民主制の精神に反し民主政体に害を及ぼすものであることが随所で主張されている。『アテナイ人の国制』の記事においても、公的訴追制度は民主制の精神に適うものとみなされていた。これらをうけ、公訴が民主制の精神に沿ったものであることについて先行研究は一致して認めている。

ところが虐待のエイサンゲリアやヒュプリスの公訴といった個人に対する加害を対象とする公訴において、被害を受けた本人のみならず任意の第三者に訴追権があたえられていることの意味については、見解が分かれる。一方では、告発が「何人でも欲するもの」に許されていた点をとらえて、それら個人に対する加害が、潜在的に共同体自体に対する侵害であった、という側面が強調される。『メイディアス弾劾』で「すべての暴力行為は、公に対する傷害であり、直接関わらないものにも影響する」（第四五節）と主張されているのが、この見解にあたるといえよう。他方では、虐待のエイサンゲリアの対象となる被害者がいづれも法的・実質的に無力な存在であったことをとらえて、無力な個人にかわって社会が復讐する、という側面が強調される。

法廷弁論において、被害者のための復讐の必要性と共同体の侵害とが二つながら公訴の目的として主張されていることは、これらが共存していたことを示している。にもかかわらず先行研究は、共同体にたいする侵害という側面のみを強調するか、さもなければ両方の目的を併記しながらも、両者の関係について検討してこなかった^⑤。その中で、フィッシャーがヒュプリスの公訴について、個人に対する犯罪であるという点において、ヒュプリス罪は私的な訴訟であると指摘していることが目を引く。訴追権が第三者に許されていたことの意味を明らかにするためには、公訴の私的側面と公的側面との関連を問い、この二つの側面を一つの制度の中に共存させていた論理を見出さなくてはならないのである。

本稿ではこの問題に正面から立ち入ることはしない。しかし訴追権が任意の第三者に許されていたことの意味は、第三者として誰が実際に訴え、また訴えることを期待されていたか、という本稿の問題に置き換えることができる。公訴の目的の、個人のための復讐といういわば私的側面と、公共にたいする侵害という公的側面は、公訴の実例において、訴えまたは訴えるべき第三者を動機づけ、アテナイ社会における公訴の実態を規定していたであろうからである。

公訴の目的について二つの異なる側面がともに主張されながらその両者の関係が追求されることのない状況にあっては、第三者として誰が実際に訴え、また訴えることを期待されていたか、という問題についてもまた、ほとんど検討されてこなかった。虐待のエイサンゲリアやヒュプリスの公訴の実例が少ないことがしばしば指摘される一方で、その理由としては、公訴において一定票を得ることができなかった場合告訴者に財政的な負担がかかったことに加えて、アテナイ人の裁判嫌いや、シュコパンテス(告訴常習者)として非難されることになたいする危惧がもっぱら挙げられてきたのである^⑥。しかし訴訟例にあらわれる被害者と告訴者との関係は、裁判に対する意識のあり方に影響されるとともに、アテナイの人的紐帯の実際にも規定されていると考えられる。シュコパンテス呼ばわりされることになたいする危惧が公的訴追制度の直接的な実効性を阻む一因であったとするならば、^⑦そのような状況の背景にあって公的訴追制度の運用を規定していた、公訴に対する意識や人間関係のありかた、すなわち公共の正義とフィリアの関係にもたちいて検討する必要があるだろう。そ

れゆえ本稿では公訴の実例を具体的に検討することによって、虐待のエイサンゲリアとヒュブリスの公訴におけるフィリアの具体的発現形態を明らかにし、さらには公訴の精神とフィリアの関係についての見通しを得ることを目的として、以下検討を進めることとする。

二 ヒュブリスの公訴

まずヒュブリスの公訴についてとりあげよう。ヒュブリスとは傲慢を意味し、一般に節度をこえた振る舞いについて用いられる語である。ルンエンブシュが、法律用語として用いられる場合には、法律で定められた一定の犯罪について狭義に用いられた、とするなど、ヒュブリスの公訴の適用要件については諸説あるが、ここではマクダウエル、フィッシャーに従い、暴行等に内在する傲慢・侮蔑的な精神を対象としていたと理解してとりあえずはざしつかえない。プルタルコスというところの「誰かが打たれたり、暴行されたり、傷つけられたりした場合」には、そのほかの公訴私訴とならんで、このヒュブリスの公訴を用いることができた。

その正確な法文をデモステネスの『メイディアス弾劾』（第二一番弁論四七節）が伝えている。

子どもであれ女性であれ男性であれ、自由人であれ奴隸であれ、これにたいしてヒュブリスをはたらき、あるいはこれらのものについて違法行為をはたらいたものは何人であれその能力のあるアテナイ人の誰でも欲するものによって、テスモテタイのもとに訴えられる。テスモテタイは公務に妨げられることなくば訴えの後三〇日以内、さもなければできるだけ早く、民衆法廷にこれを提出すること。民衆法廷は有罪の評決の場合、直ちに刑を確定すること。決定がいかなるものであれ、被告はそれを甘受しあるいは支払うに備する。法のもとに公訴をおこなったものは、訴訟を取り下げ、あるいは評決の五分の一を得なかった場合には、国庫に一〇〇〇ドラクマを納めること。ヒュブリスで訴えられたものが罰金刑を宣告された場合、ヒュブリスが自由人に対してなされたものであれば、罰金を支払うまで投獄される。

ヒュプリスという精神的な状態を立証することが困難であったためか、このヒュプリスの公訴の実例はほとんど残っていない。しかし表一一にみるように、他の訴訟形式をとった訴訟例の中にも、このヒュプリスの公訴による告訴をほのめかしているものを見ることが出来る。その一例が先述の、イソクラテスの第二〇番弁論『ロキテス弾劾』である。この弁論では、ロキテスなる上流市民のヒュプリスが問題とされている。訴訟の案件が、同じ表にあげた『コノン弾劾』に酷似しており、これについては私訴であったことが明らかであるため、『ロキテス弾劾』もまた、ヒュプリスの公訴ではなく私訴であったと理解されている。実際には私訴の形式を踏んでいるものの、弁論の行論においては、案件がヒュプリスの公訴に妥当するものであることが明言され、ヒュプリスの法によりつつ、これが原告の私事ではなく公共の問題であることが強調されている^⑧。

このころ『メイディアス弾劾』をあわせて、これら実際にはヒュプリスの公訴によらなかつたものの、要件がヒュプリスの公訴と重複し、かつヒュプリス罪に価するものとして弁論中に提示されている三例においては、第三者による公訴の可能性を弁論中に指摘しつつも、実際には被害者自身が訴訟をおこなっているのである。

つづいて実際にヒュプリスの公訴によつたことが明らかであるものとして、表一一に示したアポドロスによる訴訟(デモステネス第四五番弁論『ス

表 1

弁 論	訴訟形式	訴訟当事者	備 考
1-1) 弁論中に言及が、実際にはほかの訴訟形式によつたもの			
Dem. 54. Konon Dem. 21. Meidias Isok. 20. Lokhites	dike aikeias. probole dike aikeias か	本人 本人 本人	
1-2) 実際にヒュプリスの公訴によつたもの			
Dem. 45. Stephanus I. 3-5. Is. 8. Kiron. 40-42.	grape hybreos grape hybreos	本人 不明	結婚に伴うヒュプリス母を同じくする姉妹の財産を乗っ取る
Dem. 53. Nikostratus 16.	grape hybreos	悪意の第3者	第三者による告発となりえた例

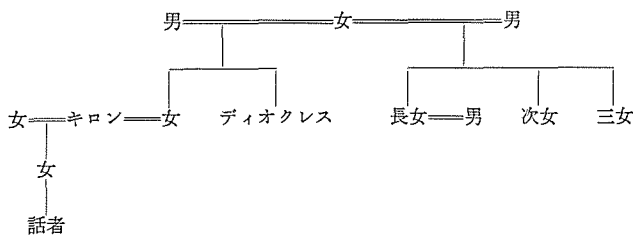
テファノス強効 一『第四節』と、イサイオス第八番弁論『キロンの財産について』のなかで言及される、ディオクレスにたいするものの二例がある^⑬。前者は、アポロドロスが、義理の父に当たるフォルミオンを訴えたものであって、フォルミオンが解放奴隷でありながら自分の母と結婚したことを自分に対するヒュブリスの罪に価すると主張している。

一方イサイオスの第八番弁論では、実質的な訴訟相手であるディオクレスがいかなる人物であるかを示すために、異父姉妹とその夫たちにたいするディオクレスのふるまいと、それにともなうヒュブリスの公訴が簡単に言及されている（第四〇—四二節）。

ディオクレスには三人の異父姉妹がいた。まずディオクレスは彼女たちの父親が亡くなる
と、養子にされたと偽って、本来彼女たちが相続するはずであった遺産を不当にわがものと
した。さらに異父姉妹のうち二人の夫がそれを不服として財産権を請求すると、長女の夫を
陥れて市民権を喪失させた。ディオクレスはこの件についてヒュブリスの公訴に訴えられて
いるがまだ係争中である、とする。実際にイサイオスに『ディオクレスのヒュブリスについ
て』と題する弁論があったことが伝えられているので、この訴訟は実行された可能性が高い。
告発者については不明であるが、第四四節で言及されている「ディオクレスにたいする我々
の訴訟」がこの公訴をさしているとするれば、告発者はこの弁論の話者であると想定できる。

その場合、告発者である話者と、ヒュブリスの被害者であるディオクレスの異父姉妹の夫
との間の関係は、ディオクレスを媒介としたきわめて間接的なものである。そもそも話者と
ディオクレスの関係が、キロンを媒介としたものであった（系図参照）。イサイオスによれば、
キロンは二度結婚している。話者は最初の結婚で生まれた娘の息子、すなわちキロンの孫で
あり、ディオクレスはキロンの後妻の兄弟である。ヒュブリスの被害者である、ディオクレ

系図（イサイオス第8弁論より）



スの異父姉妹の夫と、告発者である話者との関係はさらに間接的なものであった。一方で話者と、被告ディオクレスとの間に敵意があったことは明白である。弁論から想定されるとおり、話者がヒュプリスの公訴の当事者であるとすれば、ディオクレスにたいする敵対関係が告発の動機であったと推定できる。

ほかに実際には訴訟がおこなわれなくとも、ヒュプリスの公訴によって敵対者を陥れようと謀る例をみることができる。表一―三にあげた、伝デモステネスの『ニコストラトス弾劾』（第一六節）の伝えるニコストラトスの一件がそれである。

話者アポドロスは、地所を接する同年輩の隣人ニコストラトスと、長年にわたってフィロスであった。それにもかかわらずニコストラトスは好意をあだで返し、アポドロスの訴訟相手と手を結んだ。彼らはアテナイ人の少年に白昼、話者のバラ畑を荒らすように命じ、故意に話者のヒュプリスを誘おうとしたのである。彼らは、話者が怒りのままに少年に暴行を加えたならば、自由人の少年にたいするヒュプリスの罪で話者を訴えようと企てていた、というのである。こればかりに成功していれば悪意の第三者による告発となり得た事例であるといえる。

以上の六例から読みとれるのは、ヒュプリスの公訴は実際には本人によるのが一般的であった、ということである。

第三者による訴訟であった可能性があるのは、ディオクレスに対する公訴と、結局実現しなかったニコストラトスの企てであるが、そのうちニコストラトスの企ては、弁論中にやらせであることが明示されており、痛みを分かち合う精神とは無縁のものとして描かれている。一方、ディオクレスに対する公訴については告発者が断定できないが、仮に告発者が弁論の話者であったとすれば、遠い親戚のためというよりも、ニコストラトスの場合と同様にヒュプリスの加害者にたいする敵意から意図された可能性が高い。

一方、実際には私訴の形式をとった場合にもヒュプリスの公訴に根拠をおいた説明が企てられていることから、市民に対する侮蔑が公共のこととして扱われるというヒュプリスの公訴の精神が、理念としては定着していたことを読みとることができる。アリストファネス『雲』二二九六―九行、『蜂』一四四一行に、ヒュプリスを訴える訴訟が脅しとして用いら

れていることも、ヒュプリスの公訴の存在がアテナイ社会に根付いていたことを示すものであるといえるだろう。^⑩

三 虐待のエイサンゲリア

続いて、孤児・エピクレーロス（女子相続人）・両親にたいする虐待のエイサンゲリアについて、告訴の実態を概観したい。この公訴についてはデモステネスのマカルタトス弾劾に法文が引用されているほか、アリストテレスの『アテナイ人の国制』第六章第一節とハルポクラシオンのカコーセオースの項にも言及と見ることが出来る。これらから、虐待の公訴には両親に対する虐待と、孤児虐待、そしてエピクレーロスの虐待の三種があり、ほかに妊娠中の寡婦、空の家についても同様の保護が加えられていたことがわかる。そのうち訴訟の実例を見いだすことの出来た孤児とエピクレーロスの場合について、以下被害者と告訴者、加害者の関係をみていくことにしたい。

虐待のエイサンゲリア（エイサンゲリア カコーセオース）は公職者追放の弾劾裁判と並んでエイサンゲリアの一種であり、告訴者が一定の得票を得られなかった場合にもならぬ不利益を被ることがなかった点で、そのほかの公訴と比べても第三者にとってより告訴しやすい訴訟形式であったといえる。とはいえ虐待のエイサンゲリアの実例は、表二一にみるように二件をみるにとどまる。まず、デモステネス第五八番弁論『テオクリネス弾劾』に言及されている、孤児虐待のエイサンゲリアについてとりあげよう。

この訴訟はテオクリネスが孤児の義父を訴えたものであり、全くの第三者による孤児虐待のエイサンゲリアである。しかしこの事例が今日に伝えられているのは、弁論の話者がテオクリネスをおとしめるためにこの一件に触れているためであって、テオクリネスによる告訴は、弁論の文脈の中では金銭目当てとして批判されていることに留意したい。次にイサイオス第一一番弁論『ハゴニアスの遺産について』において問題とされている孤児虐待公訴は、孤児の後見人が共同後見人に対しておこなったものである。これも、弁論によれば動機は孤児の財産であった。

次に、虐待のエイサンゲリアがほのめかされる事例として、表二―二の、イサイオス第三番弁論『ピュッロスの財産について』をあげることができる(次頁系図参照)。

ピュッロスには実子がいなかったため、ピュッロスの死後二〇年以上にわたって、その姉妹の息子エンディオスが養子として遺産を享受してきた。ところがそのエンディオスが子を遺さずに亡くなると、ピュッロスの叔母と同名のクレイタレテを名乗る女性(イサイオスの話者によれば本名はフィレ)が、ピュッロスの嫡出女子であると称して相続権を要求する。

アテナイの相続法においては、嫡出男子がない場合、嫡出の娘がいるならばその娘がエピクレーロス(女子相続人)として遺産を相続し、エピクレーロスの夫が彼女の後見人としてその財産を管理することとされていた。それゆえ仮にフィレが主張どおりエピクレーロスであったとするならば、ピュッロスの遺産はそもそも養子エンディオスではなくフィレに属するものであったことになる。

それについてこの弁論の話者は、フィレはピュッロスの嫡出子ではなく私生児であり、それゆえ相続権を有しないとして、ピュッロスの姉妹である自分の母親(A)の相続権を主張してい

表 2

弁 論	訴訟形式	訴訟当事者	備 考
2-1) 虐待の公訴の事例			
Dem. 58. Theokrines 32 ff.	孤児虐待公訴	第3者	孤児の養父に対して 動機は弁論によれば金銭 共同後見人[孤児の方おじ] にたいして 目的は孤児の財産
Is. 11. Hagonias 15, 31.	孤児虐待公訴	後見人	
2-2) ほのめかされる虐待の公訴			
Is. 3. Pyrrus 46.	エピクレーロス 虐待	母方おじ・夫	
2-3) その他の訴訟			
Is. 7. Apollodoros 7.	2つの dike	(孤児) 母の後夫	後見人である父方おじにた いして 好意にもとづく 孤児の後見人にたいして
Lys. 32. Diogeiton	dike epitropes	孤児本人	
Dem. 38. Nausimachus Dem. 27, 28. Aphobus I. II.	dike epitropes dike epitropes	本人 本人	

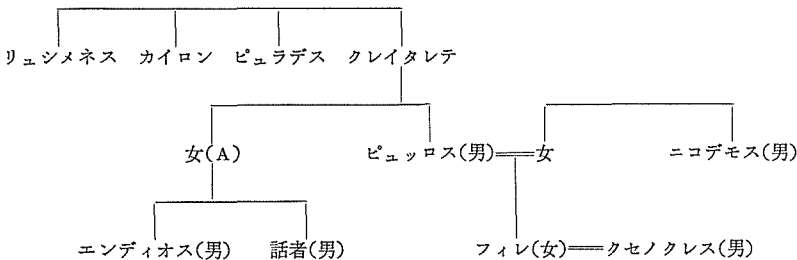
る。すでに別の裁判で話者はいったん勝訴しているが、この弁論ではさらに重ねて、フィレ側の証人に立った彼女の母方おじニコデモスを偽証罪で訴えているのである。話者は、ピュッロスの死後二〇年以上の間フィレのために相続権が主張されてこなかったことを疑問視して、次のように述べている。

仮にクセノクレス（フィレの夫 筆者）が自分の妻のことを嫡出子だと信じていたならば、クセノクレスは彼女のために財産権の請求手続きをとったであろう、とはみなさんがたの誰一人お考えになりませぬよう。嫡出女子は自分の父祖伝来の財産を（請求手続きなしに 筆者）入手することができのです。さらに誰であれ彼女からそれを奪い暴力を加えるものは、父祖伝来の土地から彼女を追い出すのであり、私訴によって裁判にかけられるばかりではなく、公に、アルコンのもとにエイサンゲリアで訴えられ、自分の身と全財産を危険にさらすことになるのです。クセノクレスの（訴訟）^⑩以前においてすらピュッロスの叔父たちは、彼らの甥に嫡出の娘が遺されており、我々の誰も彼女を娶ろうとしないのを仮に知っていたならば、ピュッロスと全くもって血縁のないクセノクレスが、血縁によって彼らに属している彼女を手に入れ娶ることを許さなかったでしょう（第六二節・六三節）。

仮に彼女がエピクレーロスであったならば、彼女の夫がもっと以前にエピクレーロス虐待のエイサンゲリアを起こしていたはずである、とほのめかしているのである。逆説的に、夫による、エピクレーロス虐待のエイサンゲリアの可能性のべられている。

しかし孤児・エピクレーロスにたいする虐待は実際には該当する私訴によって訴えられることの方が常であった。^⑪デモステネスの三八番弁論が伝えるノウシマコス的一件、アフ

系図（イサイオス第3番弁論より）



オボス弾劾がつたえるデモステネス自身の事例は、いずれも虐待のエイサンゲリアが可能でありながら、実際には孤児成人後本人がディケー エピトロペース（養育についての私訴）の手続きをとって告訴をおこなっている。

またイサイオスの第七番弁論『アポドロスの財産をめぐる』においては孤児虐待に関して、父方叔父にたいする二つの訴訟が言及されている。この二つの訴訟の訴訟形式については弁論中に言及がみられないが、この訴訟によって孤児が財産を取り戻したとのべられていることから、これが私訴であった可能性をふまえるべきであろう。いずれにせよ、この二つの訴訟において孤児にかわって訴訟手続きをとったのは、孤児の義理の父であった。孤児とはまったく法律上の権利義務関係のない、母の再婚相手が、孤児のために訴訟をおこなっていることが着目される。動機は好意によるものとして説明されている。

つづくリュシアスのデイオゲイトン弾劾の場合には、デモステネスの場合と同じ養育の私訴ディケー エピトロペースによって、後見人に対する訴訟がおこなわれている。訴訟当事者はハリカルナッソスのディオニシオスによれば成人した最年長の孤児本人である。しかし現存するリュシアスの弁論は、孤児の援助要請のもと、孤児の姉妹の夫つまり義理の兄が後見人を非難するものである。

以上の事例からは次のようにいえるだろう。金銭目当てとして非難されている、テオクリトスによる虐待のエイサンゲリアを除けば、虐待のエイサンゲリアおよびそれにかかる案件において「何人でも欲するもの」として第一に期待されていたのは、母方叔父、義理の父、後見人、夫というごく近しいものたちであった。しかも訴訟の実例は、エイサンゲリアに該当する孤児に対する虐待は、多くの場合孤児本人により、私訴によって訴えられていたことを示している。しかしこの虐待のエイサンゲリアは法廷弁論に好んで言及されており、これが公の問題とされていたこともまた確かである。理念としては第三者による訴訟が唱えられ、現実にはごく近い親族と友人による訴訟が普通であったことになる。この状況をいかに説明すべきであろうか。

筆者は、殺人訴訟における第三者訴追がこの問題に光を投げかけると考える。殺人訴訟は、被害者本人による告訴が不可能であったため必然的に第三者の介入を必要とし、その点公訴と同様、第三者による訴訟形態であるとみなすことができる。しかし告訴の義務が基本的に親族にあると規定されている点で、「何人でも欲するもの」による公訴とは異なることも忘れてはならない。それゆえここでいったん章をあらため、殺人訴訟の特殊性に留意しつつ、殺人訴訟における第三者と被害者との関係について検討することにした。

① ただしアテナイ法における公訴・私訴の概念は、近代法のそれと一致しない。

② [Aristoteles], *Athenaion Politeia* 9.1.

③ [前略] ソロンの制度では次の三点が最も民主的に見える。第一に、そして最も重大なのは身体を質にとって金を貸すことの禁止であり、次には何人でも欲する者は不正を加えられている人々のために償いを求めることのできる点で、第三には法廷への審理の回付であり、〈これにより〉大衆は最も勢力を得たといわれる。〔村川堅太郎訳〕

④ Plutarchus, *Solon* 18.

⑤ 「更に民衆の非力を一層保護せねばならぬと考えたソロンはすなわてのアテナイ人に、誰か不当な目に遭っている者のために訴訟を提起する権利を与えた。誰かが打たれたり、暴行されたり、傷つけられたりした場合、能力と意思のある者は誰でも加害者を告発して訴えることが認められた。立法者は、正当にも、市民たちに、あたかも一つの身体の各部のように、互いに同じ感覚をもち、苦痛を分かち合うような慣習をつけさせようと企てたのであった。そしてこの法とよく合致する彼の言葉が引き合いに出される。最も住みよい都市（ポリス）はどれかと訊かれて、彼は『被害者に限らず被害のなかった者も加害者を告訴して懲罰するような都市だ』と答えたそうだから。〔村川堅太郎

訳）

⑥ Osborne, R. G. (1985), 'Law in Action in Classical Athens', *JHS* 105, 40-58.

⑦ MacDowell (1978), p. 57 は、個人にたいする加害が公訴の対象とされた理由として、(1) 対象とされる被害者に告訴の能力がなかったため、(2) 犯罪が深刻で、直接被害を被らないものをも害したか、のいずれかであるとして、両論を併記している。Bonner & Smith (1930-⑧) も同様に、個人にたいする傷害が国家にも害を与える、^⑧ として折衷の見解にたつ。つぎに(1)の側面を強調するものとして Harrison & Osborne をあげることができ、Harrison vol. 1 (1971), p. 77 以下(1)の側面を強調し、それをソロンの公訴導入の目的であるとみなしている。ソロンの改革の柱の一つである、身体を抵当にした借財の禁止は、当事者訴追制度のもとでは実効性を持たないためである、とす。Osborne (1985), p. 41 もこれをそのまま踏襲し、特定の個人を対象としない犯罪についても公訴が適用されたのは、同じく被害者による訴追が不可能であったため、と理解している。一方(2)の側面を認めつつも、公訴の存在理由としてそれが国家にたいする犯罪とみなされた点を強調するものとして Calhoun (1927), p. 72 ff. 以下 Lipsius (1905-15), p. 239 f. をあげることができ、

- ⑥ Fisher (1992), p. 45.
 ⑦ Fisher (1960), p. 123.
 ⑧ *Ibid.*, p. 133. Osborne (1985), p. 41.
 ⑨ 宮崎亮「古典期アテナイのシユコファンテスアテナイにおける民衆訴訟」『史学雑誌』一〇二巻四号、一九九三年、一七一—一八、二二二頁以下。またシユコファンテスをめぐる議論については、他に長島武之「アテナイのシユコバンテス」(平田隆一・松本宣郎編『支配における正義と不正』、南窓社、一九九四年所収)がある。
 ⑩ Fisher (1993), p. 37.
 ⑪ 『ノン弾劾』第一節。
 ⑫ *passim*.
 ⑬ ほかにもヒュプリスの公訴をうかがわせる弁論の表題がいくつか伝えられているが、訴訟当事者と被害者の関係の問題とする本稿にはかかわらない。
 ⑭ Fisher はこれをヒュプリスの公訴と断定している。おそらくアリ

第三章 殺人訴訟の当事者たち

殺人訴訟に関する法律は、古来アテナイにおいて前七世紀末の法律制定家ドラコンに帰せられてきた。我々はその法文を、IG I². 104 の碑文とデモステネスによる法文の引用(『マカルタトス弾劾』第五七節)から知ることができる(ドラコンの殺人の法)。この法は、六二二—六二〇年以降のある時期にドラコンによる法律編纂によって制定され、前四世紀にも継続して用いられていた。同法制定時のアテナイにはいまだ公訴制度が導入されていないことから、私訴であるとみなされている。

ドラコンの殺人の法においては、訴訟に関与すべきものが次のように定められていた。

- ストファネスは公訴を念頭に置いていたのである。Fisher (1992), p. 52.
 ⑮ *Dem. Maecartatus 75*, 「ドラコンは孤児・ヒポクレエロス・空の家を妊娠しているとして亡夫の家にとどまるすべての女性に責を負うべきこと。これらについて責を負い、何人にもこれらのものになたいといかなるヒュプリスもはたらかしめぬこと。かりに何人かがヒュプリスをはたらき、または違法行為をはたらくならば、定め範囲内で罰金を課することができる。そしてかりに犯罪者がより厳罰に値すると思われるならば、ふさわしいと思われる罪科を記し五日前に召還し、民衆法廷にエイサンゲリアで訴えること。かりに有罪となれば、民衆法廷が、彼が受け得るいは課せられる罪科を決すること。」
 ⑯ *Wyse, W. ed. (1904). The Speech of Isaeus*, p. 350.
 ⑰ *Harrison (1971), pp. 115-121* が、エイサンゲリア以外の、後見人に対する訴訟を列挙している。

まず、

赦免は、父あるいは兄弟あるいは息子がいるならば、それらの全員によって与えられる。反対するものがあれば優先される。それらのものがないならば、いとこの息子およびいとこまでの範囲の人々によって、全員が赦免を欲する場合に赦免があたえられる。反対するものがあれば優先される。これらのもの何人も存在せず、かつ殺害者が故意ならず殺害を犯し、五十一人の裁判官とエフェタイがそれが故意に基づかないと判断したならば、フラトリアの成員のうち十人に、彼らがそれを欲する場合に殺害者を入手させることが許される。五十一人が、家柄にしたがって十人を選出する（第一三一—一九行）。

として、無意志殺人をおかして亡命中の殺害者と和解する権利を有する人々が、親子兄弟、アンキステイス、フラトリアの代表者の三段階に分けられている。フラトリアとは共通の祭儀を持ち、父系親族を包含する、父系の疑似血縁集団であった。これらのものが和解に同意すれば殺人者は亡命を解かれることになったのである。

次に、訴訟手続きについては次のように定められていた。

いとこといとこの子までの範囲のものによって、殺害者に対してアゴラにおいて公告がなされるべし。いとこといとこの子、義理の息子、義理の父、フラトリアの成員が共同して起訴をおこなうべきこと（第二〇—二三行）。

殺人者にたいするアゴラでの公告がアンキステイスに委ねられ、アンキステイスと姻族それにフラトリアの成員が起訴にかかわるべきこととされている。「共同して起訴をおこなう」というのは、法文中に明示されていない近親者、すなわち親子兄弟おじ等と共同して、ということであろう^①。

ドラコンの殺人の法において、殺人という重大な問題が基本的に親族による私訴にゆだねられている点が研究者の関心を惹いてきた^②。ドラコンの法の規定する私訴とは別に殺人にかんする公訴の形式が存在したか否か、そのほかの公訴を殺人にも流用することができたかどうか、親族以外の第三者が故人のため殺人の私訴をおこなうことが出来たか否かが問題とされている。しかしここではそれらの法制史的問題に正面からとりくむことはせず、誰が復讐を期待されていたか、と

いう一点に限って、以下の考察をすすめたい。

一 殺人にたいする復讐意識

まず、ドラコンの法にあらわれる人々について確認する。ドラコンの法においては、既にのべたように告発の義務が親族に課せられていた。さらに無意志殺人の場合に被害者を許す権利を持つものとして、親子兄弟、アンキステイス、一人のフラトリア成員の順位が明記されている。親族の中でも、親子兄弟がいれば彼らにすべてが委ねられていたのである。

次に法廷弁論においては、息子(アンティフォン第一弁論第一節、リュンアス第一〇番弁論第三一節)^③、兄弟(アンティフォン第六番弁論第二〇節)、姉妹の夫(リュンアス第一三番弁論)^④、父親(アンティフォン第三番論第二節)、フィロスたち(リュクルゴス第一二―一三節)、親戚(デモステネス第二番弁論第一〇四節、アンティフォン第五番弁論第五九節)^⑤が訴訟当事者として現れる。また訴訟をおこすことが予想される人々として、息子(アンドキデス第一番弁論第九四節)、兄弟(デモステネス第五八番第二八―二九節)、親戚(アンティフォンの第四番弁論四の第一一節、デモステネス第三七番弁論第五九節)があげられている。

フィロス(友人)と表現される人々は、実際には故人の親族をふくんでいた可能性もあるわけであるが、弁論中にこの曖昧な語で記されている点を重視するならば、血縁・非血縁に関わらず、親しい人間をさしていたと解釈すべきであろう。^⑥殺人訴訟の当事者となり、あるいは当事者となることが期待されていたのはしたがって、親子兄弟、義理の兄弟のほかに友人と親戚という、ごく限られた人々であった。^⑦

その一方で被害者のための復讐意識はより広範な人々に期待されていた。これをアンティフォンの第一番弁論について検討したい。

『毒殺にかんする義母弾劾』と題するこの弁論は、父親の毒殺に関して、父親の妻、すなわち話者の義母が父親の殺害

を計画したのであるとする訴えである。義母と、義母の殺害行為を知りながら父のために復讐しようとする義兄を糾弾するなかで、復讐の必要性が再三語られている。

まず、弁論の最終部では、「かりに死ぬ前に時間がありそれが可能であるならば、自分の友人と親族とを呼び集めて証人とし、誰によって殺害されたのかを語り、殺人犯の名を明かし、不正を被った自分のために復讐することを託するのです」（第二九節）「これが、子どもであった私に、父が、死に至る苦しい病に臥せりながら託したことです」（第三〇節）として、そもそもこの訴訟が故人自らその息子に要請したものであること、さらには殺人の被害者が自らのために復讐を要請する対象は、一般的に友人と親族とであったことが語られる。本論冒頭に掲げたリュシアス第一三番弁論でも、殺害者アゴラトスにたいする復讐が、兄弟と、妻の兄弟、友人たち、息子にたいして遺言されていたことを思い出されたい。

しかし復讐意識が求められる対象は、遺言の床に呼ぶことのできた人々に限られなかった。まず話者は弁論の冒頭部で、法と、死者と、「陪審員のみなさんの縁続きである」話者とのために復讐することを求めている（第三・四節）。同様に第二一節においても陪審員にたいして死者のために復讐が要請されている。親族は亡くなった本人にたいして復讐の義務を負い、ポリス市民は、故人とその親族に対して復讐の義務を負っているとするのである。

これらの考察からは、復讐の手続きを実際におこなうものとしては親子・兄弟が真っ先にあげられ、ほかに親族とフィロスがこれを援助していたこと、一方ポリス市民は観念的にのみ復讐を求められていることをみることができるのである。これは故人を支える第三者がごく近い間柄のものに限られていた点において、先に見た、虐待のエイサンゲリア、ヒュブリスの公訴と同様の状況であるといえるだろう。

その一方で殺人訴訟は、殺人の私訴がそもそも親族に属するものとみなされていた点で虐待・ヒュブリスの場合とはそもそも形式が異なっていた。それゆえ次に、殺人訴訟における親族以外のものの関与の可能性について、殺人者に対する復讐がいかなる第三者によって求められ、またいかなる第三者にたいして求められていたかに焦点をあてて検討する。

二 非血縁者の復讐意識

殺人の私訴が親族に限られていた、とする限定説、親族以外のものにも開かれていた、とする非限定説。従来いずれの説にとっても重要な論拠とされてきたデモステネスの第四七番弁論をとりあげる。^⑧

この『エウエルゴスとムネシブロスの偽証について』は、トリエラルキアの引き継ぎをめぐる一連の訴訟の過程でおこなわれた裁判であり、訴訟相手テオポンポスの証人エウエルゴスとムネシブロスを話者が偽証罪で訴えたものである。一連の訴訟の過程が説明される中でテオポンポスの兄弟エウエルゴスと、彼らの姉妹の夫であるムネシブロスが家財差し押さえのために話者の家を訪れた際の出来事が挿入されている。このとき、かつて話者の乳母であり、その後話者の父によって解放された女性が、年をとって話者の家へ戻っていた。話者とその妻が法律上の関係のものはやないもと乳母を引き取っていたのは「おいた乳母であり子守奴隷であった人の欠乏状態を見過ぎずべきではない」と話者が考えたためであり、好意によるものとされている。ところがこのとき、差し押さえの人々の暴力によって彼女は喉に傷をおう重傷を負い、殴られてから六日後に死んでしまう。そこで事後処理について相談するために、話者はエクセーゲテース（神事解釈者）のもとをおとずれるのである。このエクセーゲテースの発言が、ドラコンの法解釈上問題とされてきた。

話者は、エクセーゲテースにこの一連の出来事を説明するに当たって、まず乳母の善良さにふれ、また彼女を家においていた事情を説明する。その説明をきいてエクセーゲテースはまず彼に、神の法を解釈するとどめるか、それとも忠告もするかを尋ねるが、話者が両方、と応えたので、以下のエクセーゲテースの発言は解釈と「話者の便宜になる」忠告の両方にわたっていることになる。まず浄めと、神の法のうえでの復讐について解釈をおこなったあとで、エクセーゲテースは忠告に移る。

いあわせたのはあなた自身ではなく、あなたにはほかに証人がいないのであるから、第一に名指しては（殺人者にたいする）公告をおこなわず、第二に犯罪者と殺害者をアルコンパシレウスの前には差し出さないように。それというのもあなたの話からすると、

彼女はあなたの親族でもなく奴隷でもないが、法は告発をこれらのものについて命じているのだから。^⑨

そのようにしてもしもパラディオンの法廷であなたと妻と子どもが宣誓をおこなない、あなた方自身と家に呪いをかけるならば、第一に人々の間でのあなたの評判は落ちるだろうし、第二にもし彼らが無実とされたならば、あなたは偽証罪に問われ、勝ったならば悪意の的となるでしょう。そうではなくあなた自身と家を浄めたならば、出来る限り不幸に耐え、もしも望むならばなにかほかの方法で復讐するように（第六九、七〇節）。

以上の忠告をうけ、ドラコンの殺人の法をアゴラで確認した後、彼はフィロスすなわち友人たちの忠告をもとめ、結局告発を断念した。その心境を彼は、

あなたがたに偽証をし、自身と息子と妻にかかる宣誓をすることは、どれほど彼らを糾弾することが魅惑的であったとしてもあえていたしませんでした。私は自分自身を愛するほどにはかれらを嫌っていないからです（第七三節）。

と説明している。

乳母のために訴訟をおこなすならば、復讐の義務のない彼女のために家とわが身を危険にさらすことが周囲の批判を招き、敗訴した場合には宣誓が偽りであった疑いを、勝訴した場合にもさらなる悪意を招くというのである。^⑩

このエピソードからは、法廷の親族のための告訴が妥当なこととされていたこと、その一方で、最終的には断念するものの、原告が血縁にもとづかない、もと乳母のための復讐を熱心に望んでいたこと、またエクセーゲーテースも忠告に際して原告の復讐心をくみ取っていることを読みとることができる。さらにそれが法廷においてわざわざ表明されていることから、かならずしも血縁を伴わない親しきものの殺害に関して復讐の意識を感じ、また復讐を望むことが、妥当なこととして共感され得たことを知ることができるのである。^⑪

すなわち殺人訴訟において、実際の手続きは子・親・兄弟という近い親族がおこなうものとされていたが、その一方で復讐の理念は血縁にない友人に対しても意識され、親族に課せられ、前節でアンティフォンについてみたように広くポリ

ス全体に及んでいたのである。先に、虐待のエイサンゲリアとヒュブリスの公訴について得た、復讐の理念がポリス全体にひろがりながら、実際の関与者は近しいものにかぎられている、という状況をここにもみることができるのである。これはなにを示しているのであろうか。

結論を先取りするならば、筆者はこの状況を、公的訴追制度やアテナイ社会における公共の正義の無力を示すのではなく、むしろ公的訴追制度の構成原理を示すものであるととらえる。実際の関与者が近いものに限られていたという制度の実態と、ポリス全体に拡がる復讐の理念とは、理念と実態という異なる次元に位置しながらも対立関係にあるのではなく、次節に示すように、その二つともを貫く一つの論理に支えられていたと考えることができる。それはまた、個人のための復讐と、公共に対する侵害という、公訴の精神の二つの側面の関係を説明するものでもあるだろう。

三 プラトンにおける、殺人の公訴と親疎の論理

筆者は、次にあげる二つの主張が二つながらプラトンによってなされていることが、それを説明していると考ええる。まず最初に引用するのは、プラトンのエウテュプロンの冒頭で語られる、父の殺人を訴えようとするエウテュプロンとそれに異議を唱えるソクラテスとの対話である。

(ソクラテス) で、だれか身内の人なのかね君のお父さんに殺されたのは？それとも、そんなことはもうわかりきったことかね、まさか他人のために、君がお父さんを殺人で訴えてたりするはずがないだろうからね。

(エウテュプロン) おかしいですよソクラテス、殺されたものが他人であるか身内であるかによって何か違いでも出てくるようにお考えになるとは。いったいあなたは、殺した者のその殺害行為が正当なものであったかどうかというただこの一点だけに注目すべきなのであって、もしもそれが正当であった場合には放任し、正当でなかった場合は、かりにも殺人者があなたとかまどや食卓をともにする者であるなら、是非とも訴え出なければならぬ、というふうにはお考えにならないのですか(後略)。(プラトン

『エウテュプロン』四b四一c一 今林万里子訳。

身内の人間が殺されたのではない限り、自分の父親を殺人罪で訴えるはずがない、とのべるソクラテスに対して、エウテュプロンが反論し、殺された者が他人であろうと関係ない、問題は殺した者の殺害行為が正当であったか否かの一点である、とのべている。つまり、ここでソクラテスが故人とのフィリアを告訴の動機として重視するのに対して、エウテュプロンはそれをまったく否定し、殺害者はそれが何人であれその罪によって裁かれるべきであるという、いわば罪の平等の論理を持ち出しているのである。

エウテュプロンがこの件で気が触れたとみなされていること、この弁論で説得者の役割を果たしているのはソクラテスの側であることから、プラトンの見解はソクラテスのもたにあったとすることができるだろう。プラトンはここでモラルの問題として、親族のための告訴を他人のための告訴に優先し、エウテュプロンの語る公平無私の平等の正義を否定的に描いているのである。

その同じプラトンが、『法律』においてはつぎのように、任意の第三者による殺害者の告訴を認めている。

（前略）殺されたものために復讐したいと望むどの人によっても、そのもの（告訴の義務を果たさなかつた）とこまでの近親者（筆者）は告発されてよいことにする（プラトン『法律』八七b 森進一、池田美恵、加来彰俊訳）。

告発の義務を果たさなかつた近親者を穢れの罪でうったえることが「何人でも欲するもの」に許され、その動機が故人のための復讐とされている。つまりここではあたかも公訴と同様に、故人のための復讐があらゆる第三者に許されているのである。^⑩

『エウテュプロン』において親疎の論理を優先したその同じプラトンが、ここでは、いわば殺人の公的訴追を唱えていることは、プラトンにおける殺人の公的訴追が、公平無私な第三者による訴追をさすのではなく、親族のための告訴を他人のための告訴に優先することをよしとする親疎の論理に基づくものであったことを意味している。

これは第一章で引用した、フィリアの程度と、共同体(コイノニア)において果たすべき正義の程度とを不可分のものとするアリストテレスの考えに、そのまま対応しているのである。

- ① Gagarin (1981), p. 55.
- ② 先行研究については第一章注⑩を参照のこと。研究史については村川論文に詳し。ただし D. MacDowell の見解を氏は限定説とみなしているが、筆者がみる限り彼は親族以外の第三者が訴訟をおこなう可能性を否定せず、むしろ論証しようと試みている。それ以降の研究史については後日改めてとりあげたい。
- ③ 第三一節に、成人するやアレオパゴスにたいして三〇人を訴えたところある。これを父の死についての訴えであったとする解釈については MacDowell (1963), p. 67 をよむ Lipsius (1905), p. 126 f. に拠る。
- ④ ただしエンティタシスによる略式逮捕をおこなったのは故人の兄弟であつたとされる。Lamb, W. R. M., *Lysias* (Loeb Classical Library), p. 279.
- ⑤ マンティフォン第二番弁論の第一弁論についても、第三節から話者が親族であることが推定されている。Gagarin (1979), p. 305.
- ⑥ ただし MacDowell (1963), p. 16 はこれらを遠い親戚とみなしている。
- ⑦ 被害者と訴訟当事者との関係が明らかな、殺人に関する訴訟例としては、上記の他にデモステネス第五九番弁論第一〇節が伝える、アカルナイ区のアポドロスをたいする殺人訴訟をとりあげておくべきであろう。これは、元来アポドロスと敵対関係にあつたエロイアダイ区のステファノスが、アポドロスをおとしめるために、偽りの殺人事件でアポドロスを訴えたものであり、偽証罪によりステファノスは敗訴している。
- ⑧ これを非限定説の論拠とするか否か、MacDowell (1963)。それにたいする反論として Grace (1975)。
- ⑨ 原文 *of the vulgar colwan kebabouru tyu diawto ewat colwan* を Grace にしたが、い所有の風格とくるならば、「法は告発を、親戚か主人に關することと命じている」の意となり、MacDowell や Evién にしたがうならば「法は告発を、親戚や奴隸の為にであると命じている」の意となす。Grace (1975), p. 9. MacDowell (1963), p. 14. Evién (1971), p. 263.
- ⑩ 限定説ではこの箇所を根拠として、話者が被害者にたいして親族であると偽証しないかぎり、話者による告訴は不可能であつたとするが、それに反論してガガーリンが、ここでの宣誓は被害者との統柄についての宣誓ではないことを指摘しており、筆者もそれにしたがう。
- Gagarin (1979), p. 311.
- ⑪ 話者がもと乳母の殺害を糾弾するだけでなく、そのもと乳母のため復讐を断念するに至った過程を丹念に語っているのは、原告による復讐が陪審員によつても当然想定され得たことを示すか、あるいはもと乳母の殺害が、原告にとつて如何に重大事であつたのかを強調するためであろう。
- ⑫ 小田論文(一九六八年)がすでに、プラトンにおいて殺人が公の問題とみなされていた可能性を指摘しておられる。ただし氏は殺人のけがれにたいする公的訴追を殺人の公訴の代用物とみなし、公共にたいする侵害の側面をもつばら指摘されているが、それにはたいして筆者は、個人にたいする復讐が動機とみなされている点に着目するものである。

結びにかえて

本稿では古典期アテナイにおいて個人をとりまきささえていた人間関係の一端を、訴訟において、いかなる第三者が被害者にかかわって訴訟当事者となったのかに対象を限って検討した。これまでの考察結果から次のようにいえるだろう。

第一に、公訴は法文上任意の第三者にゆるされておき、また民主制の精神を具現するものとして称揚されていた。にもかかわらず虐待のエイサンゲリアとヒュプリスの公訴、それに殺人訴訟をみるかぎりでは、第三者による訴追形式において個人を實際にささえていたのは、個人を中心とする親子兄弟、法律上の権利義務関係をもたない義父や義兄等のごく狭いフィロスであった。

第二にこれは、フィリアの程度に果たすべき正義が対応している、というギリシア的な倫理規範が現実に応用されたためとみることができる。家族・親族・友人等の狭い範囲のフィロスたちは、そのフィリアの程度の強さに応じて、加害をうけた個人に対するより積極的な援助をおこなった。一方一般のポリス市民は、より広い意味では同胞市民間のフィリアにもとづき被害者と相互扶助関係にある。しかし家族・親族・友人ほどにはフィリアも、被害者に対して果たすべき正義も大きくなかったであろう。公訴制度が存在しながら実際には親しい人のみが被害者のために加害者を訴えたことの、これが倫理的背景であると考えられる。しかもこの親疎の論理が積極的にモラルの問題として主張されていたことに留意したい。

第三に、プラトンの『エウテュポン』と『法律』の対比によって、少なくともプラトンにとって、「何人でも欲するもの」による訴訟は、個人を中心とするごく狭い範囲のフィロスたちがより疎遠な市民たちよりも率先してささえるべきものであったことが示された。つまりプラトンにおいては親疎の論理が公的訴追制度の精神に適うものとみなされているのである。その意味で公的訴追制度がささえるポリスの公共性は、私的な人間関係の延長線上に成り立っていたと、いうことができるだろう^①。

第四に、被害者のための復讐と公共にたいする侵害という公訴に内在する二つの側面も、公的訴追制度が親疎の論理に基づいていたと考えることで、一つのものとしてとらえることができる。フィリアに基づく被害者のための復讐は、共同体全体をフィロスとみなすとき、公共の問題となる。アリストテレスが『ニコモコス倫理学』において民主政において最も多くのフィリアが存在すると述べ、『アテナイ人の国制』において公訴が民主制に適うものとされていたことを思い出されたい。フィリアと民主制との関連が次に問われるべきであろう。

公的訴追制度が私的な人間関係の延長線上に成り立っていたことを指摘した点において、本稿は、いわば公共性のなかに潜む私的な要素に焦点をあてたものであるといえる。しかしながら逆に、私のなかに潜む公的な要素についても忘れてはならない^②。フィリアにもとづくさまざまな私的紐帯は、本稿でも公訴制度の担い手としての積極的な関与を確認したように、ポリス共同体の下辺にあつてポリスの公共性的一端を支えていたのである。

ただし本稿の考察は前五世紀末から前四世紀にかけての史料を対象としたものであり、ソロンによる公訴導入時に遡ってフィリアと公的訴追制度の関係を検討することはできなかった。またフィリア概念がアテナイ社会をいかに規定していたのか、という本稿の問題をより具体的に検討するためには、フィリアの語がそれ自体としてアテナイにおいていかなる文脈の中で用いられていたのかを、様々なレヴェルの史料について考察することが不可欠であろう。今後の課題としたい。

① 役人の弾劾裁判にみるように、私を離れた公共性の観念がはっきりと存在していたことを否定するものではない。ただし本稿においてはそれらの高度な公共性と、フィリアの論理との関係について考察することができなかった。

② この視点については、谷川道雄『中国中世の探求 歴史と人間（日本エディタースタール出版部、一九九〇年）、一一七一―一二二頁の示唆をうけるところが大きい。

（本論文は、一九九二年度文部省科学研究費補助金（特別研究費奨励費）による研究成果の一部である。）

（京都大学研修員

‘Philia’ and the Polis in Classical Athens

by

KURIHARA Asako

Polis society in Classical Athens consisted of various personal relationships which governed the private and public life of each individual citizen. We can cite, for example, the relationship between father and son, kinship, friendship, and social associations such as families, *hetairias*, *phratries*, *demes*, and the polis community itself. Since the polis was a body of citizens, it could be said that the moral principles which regulated private and public social relationships among individual citizens at the same time provided the basis for the social and political structure of the polis.

In this article, the author focuses on one of these moral principles: the concept of ‘*philos*’ and ‘*philia*’ among the Greeks. All who were in close relationships, either kin or non-kin, from brothers to co-citizens, could be referred to by the general term ‘*philos*’ (*philois*). ‘*Philia*’ referred to the ties among the ‘*philois*.’ The author attempts to determine which social relationships supported public suits in Athens. In the Athenian legal system, any citizen who wished could prosecute offenders in certain public suits. The author concludes that those who took up public suits on behalf of an injured party as the prosecutors were, in fact, mainly those with close ties to the injured party, and not the citizens in general provided for by law.

This situation corresponds to the moral principle concerning ‘*philia*’ among the Greeks. The Greeks thought that the amount of justice one owed to another person depended on the amount of ‘*philia*’ with him. For this reason, justice for the damaged person in public suits was supported mainly by the close ‘*philois*,’ who were more obliged to do justice for the damaged and not so much by citizens who were not as close. Thus the concept of ‘*philia*’ and the moral principle concerning it supported the system of public suits itself and influenced the ideal and practice of public justice in Athens.